

器11 放射線障害防護用器具  
一般医療機器 放射線防護用移動式バリア(38373000)

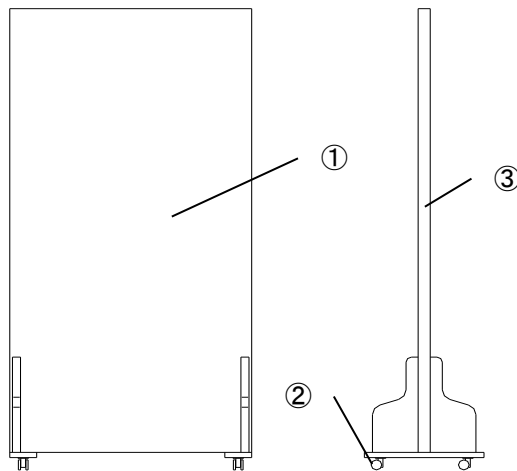
## 木製防護衝立

### 【禁忌・禁止】

- ・機器が不具合状態の場合には使用しないこと。
- ・傾斜、振動、衝撃(運搬時を含む)などがある場所では使用しないこと。(転倒して、怪我をする可能性あり)

### 【形状・構造及び原理等】

- 形状 一面型、二面型がある。
- 構造 本装置は、木製防護衝立であり、必要な時、必要な場所へ容易に移動し、使用することができるようキャスターが取付けられている。
- 原理 本体に鉛厚1mm、1.5mm、又は2mmを挟み込み放射線を遮へいするものである。



①本体 ②キャスター  
③鉛板(本体内部に)

1. 鉛板1mm、1.5mm、2mmの種類がある。
2. 一面型、二面型がある。
3. 覗き窓あり、覗き窓なしがある。

### 【使用目的又は効果】

- ①使用目的  
本装置はX線を用いる診断や治療に使用するもので、医療従事者等を放射線から防護し、被曝を防ぐことを目的としている。

#### ②クラス分類告示の一般的な名称の定義

医学的診断又は治療及び歯科処置に用いた放射線による不必要な被曝から術者等を保護することを目的とした自立型の移動式バリアをいう。本品により人と一次放射線源又は散乱放射線との間に物理的な放射線減衰バリアが生じる。大半は内部を視視することができるように透明な鉛ガラス製品又はプラスチック製の挿入部がある。使用する材料は減衰させる放射線の種類に応じて異なる。たとえば、診断用X線及び核医学に用いるものは鉛又は鉛と同等の物質を使用している。中性子を減衰させるのに用いるものは鉛ではなく水素性材料を使用している。

### 【使用方法等】

X線発生源に対して医療従事者等を放射線より遮へいする位置に配置する。

### 【使用上の注意】

1. 機器を設置するときの注意
  - ①水のかからない場所に設置すること。
  - ②気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、硫黄分を含んだ空気などにより悪影響の生ずる恐れのない場所に設置すること。
  - ③傾斜、振動、衝撃(運搬時を含む)等、安定状態に注意すること。
  - ④化学薬品の保管場所やガスの発生する場所には設置しないこと。
2. 機器を使用する前の注意
  - ①キャスターによる移動が円滑であること。
  - ②平らな床面に置く時、常に安定していること。
  - ③衝立部に傷、汚れ等の欠損がないこと。
3. 機器の使用時の注意
  - ①平らな面に置いた状態で常に安定していること。
4. 機器を使用した後の注意
  - ①衝立部に傷、汚れ等の欠損がないこと。
  - ②キャスターによる移動が円滑であること。
5. 不具合が発生した場合は、適切な表示を行い専門家に依頼すること。

### 【保管方法及び有効期間等】

使用後の機器は必ず清潔にして、高温、多湿に注意し保管すること。

### 【取扱い上の注意】

本装置を廃棄する場合は、自治体の規則に従い、許可を得た産業廃棄物業者に依頼すること。

### 【保守・点検に係る事項】

1. 使用者は機器の日常及び定期点検を行うこと。
2. 一定期間使用した機器は保守点検を業者に依頼すること。

### 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

※※ 製造販売業者名: オリオン・ラドセーフメディカル株式会社  
電話番号: 052-261-0706

※※ 製造業者名: エア・ウォーター防災株式会社 稲沢工場